

皇親女子と臣下の婚姻史

—藤原良房と潔姫の結婚の意義の理解のために—

The History of Marriage between Japanese Imperial Princess and Their Subjects

栗原 弘
KURIHARA Hiromu

キーワード：藤原良房 潔姫 結婚 平安時代

Fujiwara Yosifusa, Kiyohime, marriage, Heian period

はじめに

藤原良房が臣下として最初に天皇の娘と結婚をしたことはよく知られている。ところが、良房が天皇の娘を妻としたことの意義については、従来、詳細に論じられていない。そこで、本稿では、良房と潔姫の結婚の意義について考察する前段階として、まず、皇親女子と臣下との結婚の歴史について検証し、良房と潔姫の結婚が歴史上どのような位置にあるのかをみることにしたい。

1

良房と潔姫の婚姻の特異性はなんと言っても臣下と皇親女子の結合であったことである。良房婚（良房と潔姫の結婚をこのように表現する。潔姫婚と表現することもある）の意義を考察するために、良房以前の皇親女子と臣下の婚姻についてみていきたい。まず、8世紀についてみておきたい。

皇親女子と臣下の婚姻について、継嗣令王娶親王条に「凡王娶親王。臣娶五世王者聽。唯五世王。不得娶親王」とある。臣下は五世王以下の女性と婚姻が許されるというのである。一方、皇兄弟条では四世王までが皇親であり、五世王は皇親でなかったから、法の主旨は、皇親女子と臣下の婚姻を禁止していたのである。また、慶雲3年(706)2月16日の格¹⁾では、「自今以

降。五世之王。在皇親之限」と、五世王も皇親とされた。そのため、8世紀では、臣下は六世以下の女性でないと結婚できなかった。

8世紀における皇親女子と臣下の婚姻については今江広道氏の研究²⁾があるのでそれに依拠してみたい。氏は牟漏女王・加豆女王・乙訓女王の3事例を分析されている。牟漏女王については、『新撰姓氏録』に四世王となっている。ところが、『尊卑分脈』『本朝皇胤紹運録』では一世王難波皇子と二世王栗隈王との間に大俣王が一代は入っているため、牟漏女王は五世王となる。今江氏は大俣王に種々の検討を加え、牟漏女王が敏達天皇の五世王である可能性が強いことを立証している。ところで、牟漏女王は藤原房前と結婚しているのであるが、女王が五世王であったとしても、五世王は皇親であるから二人の結婚は、慶雲3年の格に違反する事例となる。この点について、氏は二人の結婚が慶雲3年(房前26歳)より以前に成立していた可能性を示唆して合法的結婚であったろうと主張している。

次に、藤原蔵下磨の妻となった乙訓女王について、今江氏は、父親掃守王は出自が明確でないものの、従五位下に初叙されていることから、選叙令蔭皇親条の規定より、三～五世王であったと推測している。従うべきであろう。とすると、娘の乙訓女王は四～六世で

あったと考えられるが、氏は、当時は慶雲3年の格制の下にあったから、乙訓女王は六世であったであろうとしている。このように、8世紀の皇親女子と臣下の婚姻例は、判明している3例中2例までが法規に則った事例であった可能性がある。たとえ、2例が違令であったとしても、規制ぎりぎりに抵触する程度である。いずれも天皇より数えて血縁的距離は遠いことが理解される。

8世紀の数少ない事例の中で、唯一明確に令に違反するのは、藤原久須麻呂と加豆良女王の例である。加豆良女王の祖父は舎人親王であるから、彼女は三世王となり、臣下と結婚できる女性ではなかった。三世王が臣下と結婚した例は、8世紀にはこれ以外に存在しない。後に、良房と潔姫の事例が出現するまで、奈良～平安初期で、臣下と結婚した最も身分の高貴な女性であった。当時四～五世王の女性と臣下の結婚が数多く行われていた実態があつて、その上で加豆良女王の結婚が実現したのではない。したがって、久須麻呂と加豆良女王の婚姻は、異例であつて、同時代の人々に驚きの目で迎えられたはずである。

臣下が三世王という高貴な女性を妻にすることは、明らかに天皇を中心とした古代社会の身分制度を破壊する行為である。このような顕著な反律令的行為が行われたのは、久須麻呂の父親が正一位太政大臣藤原仲麻呂であったからだと考えられる。岸俊男氏が「皇親と姻戚関係を結び、みずからを彼らと対等の地位に置こうとする仲麻呂の対抗意識の現れ³⁾」と解されたのは支持される。二人の結婚を画策し、実現したのは仲麻呂以外に考えられない。この結婚は専権を振るった仲麻呂の一連の独断的行為の一つであったであろう。

次に、今江氏の考察された事例の他に、藤原巨勢麿と山背王娘の事例がある。二人の間には黒麿が生まれている⁴⁾。山背王は、長屋王の息男で、天武系の三世王であるから、その娘は四世王となる。したがって、この事例は令に違反する。ところが、当事例には複雑な事情がある。周知のように、山背王は長屋王の変の時、母親が藤原不比等の娘長娥子であったことから罪を赦された。後に官僚となって昇進し、天平勝宝9歳(757)橘奈良麿の変の功により、「藤原」の姓を得て、山背王を藤原弟貞と改めた⁵⁾。山背王(藤原弟貞)は天平勝宝9歳を境にして、皇親から臣下に転籍しているから、その娘の処遇もそれと同様であったと思われる。そこで、藤原巨勢麿と山背王娘の結婚はその時期が問題となる。二人の結婚が天平勝宝9歳より以前なら違

令であり、それ以降なら適法であったと考えられるからである。

二人の間に生まれた黒麿(?~810)は年齢が判明せず、子供の年齢から結婚時期を推定することはできない。しかし、結婚時期は政治動行から推測することが可能である。巨勢麿は仲麻呂の弟であり、仲麻呂派の有力な人物であった。一方、妻方の山背王は父親の長屋王が自殺に追い込まれた過去があるから、当然反仲麻呂派の一員であつて、橘奈良麿らの謀議に加わっていた⁶⁾。したがって、奈良麿の変以前に、山背王が令に違反してまで娘を仲麻呂の弟と結婚させたとはとても考えられない。王は、その後、奈良麿らの謀議を密告し、その功によって、藤原弟貞となったことは先に触れた。弟貞はこの行為によって仲麻呂の信任を得て、ついには参議という望外の昇進を得た。つまり、山背王は奈良麿の変を境にして、反仲麻呂派から親仲麻呂派に転じ、急速に仲麻呂派との関係を深めているのである。おそらく、この頃に娘を仲麻呂の弟巨勢麿と結婚させ、仲麻呂の信用を勝ち得た可能性が強い。したがって、山背王(藤原弟貞)娘と巨勢麿の結婚は天平勝宝9歳より以降のことであつて、おそらく違令とはならなかったと考えられる。

以上、8世紀の皇親女子と臣下の婚姻事例はわずか4例がみられる。うち、3例は適法であった可能性が強い。唯一違法であった加豆良女王の事例は、仲麻呂政権下の強権的産物であったと判断され、合法性が乏しい。つまり、8世紀では律令の規制を強行突破したのは仲麻呂の息男の事例のみであつて、それ以外は規制がかなり厳格に順守されている。今江氏のいわれるように皇親女子と臣下の婚姻はほぼ不可能であったと考えてよいであろう。

2

さて、律令が天皇の血縁女子の婚出を禁止したのは何故なのであろうか。天皇一族の男子が臣下の女子と結婚する場合はこのような制限は全くなく、臣下が天皇一族の女子と結婚する場合は厳しい制限があるのである。婚姻における両者の一方通行的格差は歴然たるものがある。もちろん、このような関係が成立しているのは、政治権力の頂点に立ってきた天皇一族の「血縁的尊貴性」を保護維持するためであったと考えられる。古代社会の身分制において最も重視されたのが血統であつて、その尊卑がすべてを決定したといつてよい。天皇一族は王権を保持するために、血統的尊貴性を崩

壊させないように多大な配慮をしたのである。

日本の古代社会は父系出自であったが、父系出自社会で、天皇一族が血統的尊貴性を保持する最もよい方法は、階級内婚を重ね、血統が外に流出しないようにすることである。しかし、天皇一族は近親婚の傾向があるものの、臣下の娘を妻とすることを否定していない。天皇一族が臣下の娘と結婚したところで、系譜は父系でたどられから、血統が他に流出することはない。問題は天皇一族の娘の処遇である。たとえば、天皇一族の娘を臣下に婚出させても、系譜上は父系であるから、血統が他に流出することはない。ところが、「臣下と天皇の娘の子供」と「天皇と臣下の娘の子供」とでは血統的尊貴性に大きな格差が生じない。このような婚姻が数世代にわたって重なると、天皇一族と同等ではないが、血統的尊貴性の上では極めて近似した血統が出現することになる。これはひとえに天皇の血統的尊貴性の隔絶性が動揺し、その価値が下降し、ひいては王権の維持を困難にする。そのため、天皇一族は女子の婚出に神経質にならざるを得ない。その結果、血統的に天皇に近い女子を婚出させない規制が作り上げられたのである。律令法はこの方策を制度化したものと考えられる。

では、皇親女子を婚出させない方策はいつごろから始まったのであろうか。4世紀頃に大和地方の部族連合の首長として、王権を確立していった天皇一族は、政治的権力を伸長させると同時に血縁的尊貴性を高めつつあったと想定される。血統的尊貴性を高めるということは、天皇一族が下位の一族と血縁的交流を停止し、血縁的に隔絶することである。下位者から隔絶する最もよい方法は天皇一族内で結婚を繰り返すこと、つまり近親婚である。大林太良・飯田優子氏⁷⁾によれば、仁徳天皇とその子供の世代と敏達天皇とその子供の世代に異母兄妹婚が集中してみられるとのことである。近親婚の増加とは、天皇一族の男女が下位の一族と婚姻結合する機会が少なくなることを意味する。それは、必然的に女子の婚出の制限を伴う。仁徳の頃に近親婚が集中しているということは、この頃には既に女子の婚出規制がおこなわれていたと想定される。したがって、皇親女子の婚出規制は、遅くとも5世紀の初頭には成立していたと考えられる。

ところで、天皇と異母兄妹婚で生まれた皇子が皇位についた例はみられない。これは日本だけのことではなく、世界的に近親婚における共通の傾向である。とすると、王家の近親婚は従来言われているように血統

の純粹性を保つためという理由は問題にならなくなってくる。したがって、支配者層に近親婚がおこなわれる原因は他に求めなければならない⁸⁾。筆者には、これに対する明快な見解を持ち合わせてはいないが、日本の天皇一族の場合、近親婚が一貫しておこなわれていたのではなく、天皇一族と葛城氏、天皇一族と蘇我氏というように有力氏族との通婚がおこなわれているのである。その場合、共通しているのは、皇親男子は臣下の女子と通婚するけれど、皇親女子が臣下と通婚する例はみられないことである。記紀の記述は天皇に血縁的に近い者が中心となっており、三～四世王の男女の婚姻状況がすべてにわたって詳細に判明するのではない。しかし、そのような史料的制約を考慮に入れても、記紀が皇親女子と臣下との婚姻事例を伝えていない事実は重要である。つまり、5～7世紀間に近親婚の傾向が強くなったり弱くなったりする時代はあったとしても、「天皇に血縁的に近い女子を婚出させない」という規制は一貫して堅守されていたと想定することは許されるであろう⁹⁾。

基本的に、天皇一族の血統的尊貴性は女子の婚出を規制することによって保持されたと考えられる。何百年にわたって、女子を婚出させず、他方で父系近親婚の傾向を濃厚に持った天皇一族は極めて閉鎖的な血統を作り上げた。これによって、他氏に対する血縁的な隔絶性は絶対的となり、天皇一族の王権独占の基盤は不動のものとなったといつてよい。このような長年の伝統を背景として律令の規制は生まれたと考えてよいであろう¹⁰⁾。以上のような視点から今一度8世紀の臣下と皇親女子の婚姻事例を考察しよう。

8世紀には、臣下が結婚できたのは、せいぜい五世王であってその実例でさえ稀であった。臣下は皇親女子との結婚など望むべくもなかったというのが実情であった。これは律令法が厳しく適用された結果というよりも、律令制定以前から天皇一族が皇親女子の婚出を厳しく警戒してきた伝統に基づいていると考えられる。皇親女子の婚出規制は5世紀の初頭には成立していたと推定されるから、8世紀は既に約三百年以上にわたる伝統に支えられた観念であったことになる。とすると、この長年の伝統的観念を破り、三世王を自分の男子の妻とした仲麻呂の処置はかなり強引であったことになる。しかし、仲麻呂の行動が時期早尚であったことは彼の死が証明している。このように、8世紀においては、臣下と皇親女子との婚姻は厳しい制限下にあったことを再認識して、次に9世紀の動向をみる

ことにしよう。

3

平安遷都の前年の延暦12年(793)次のような法令が出された。「詔曰。云々。見任大臣良家子孫。許娶三世已下王。但藤原氏者。累代相承。摂政不絶。以此論之。不可同等。特可聴娶二世已下王者¹⁾」。大臣・良家の子孫は三世王以下の皇親女子との結婚を許し、藤原氏は政治的功勞が大きいため、特に二世王以下の皇親女子との結婚を許すというのである。この法令によって、臣下とりわけ藤原氏は天皇の孫娘以下との結婚が可能となった。言い換えると、従来藤原氏の男子は六世以下の皇親女子としか結婚できなかったのが、この法令以降は二世王以下の皇親女子との結婚が可能となったのである。「六世以下」から「二世王以下」への大幅な規制緩和は何を意味しているのであろうか。要は、藤原氏は、天皇の娘以外は皇親女子の誰とでも結婚できる、というのであるから、従来の継嗣令の主旨であった臣下と皇親女子の結婚禁止の方針を根本的に放棄した法令といえよう。このことは、少なくとも5世紀以来の血統的保護装置としての女子の婚出の抑制策を天皇の側から大きく転換したことを意味している。それ故、延暦期の法令は天皇一族の婚姻史上歴史的であったのである。

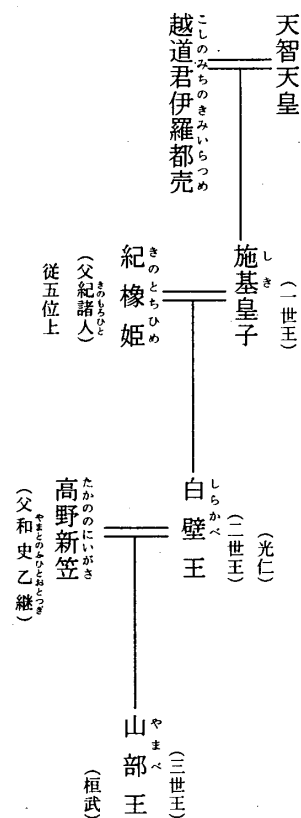
では、この法令は何故にだされたのであろう。桓武朝以前、8世紀では臣下と皇親女子の婚姻禁止事項は順守されていたことは既にみた。桓武朝になって、臣下と皇親女子の婚姻事例が増加した形跡もない。したがって、延暦の法令は、禁止されていた婚姻が増大する実態が先行し、それを法令が追認する形で出されたのではない。明らかに、禁止事項はよく守られていたのであって、わざわざ出す必要はなかったという印象が強い。いずれにしても、延暦の法令が出された直接の原因ははっきりしない。しかし、法令の発布者が桓武であったことに原因の一端を求めることは可能である。

当法令は桓武の出自つまり血統的経歴に密接に関係していると考えられる。桓武²⁾は天平9年(737)、従四位下白壁王の一男として誕生した。天智系の三世王である。当時は天武系の全盛時代であるから、父白壁王は天智系二世王として傍系に位置していた。しかも、桓武の母新笠は和乙継と土師真妹の娘で、二世王の妻としては極端に身分の低い女性であった。尊貴性といえ、一世王施基皇子の母は越道君伊羅都売、二

世王白壁王の母は従五位上紀諸人の娘椽姫であるから、どれを取っても桓武の系統は尊貴性に問題があった。したがって、王権から最も遠い所に位置していたといって過言でない。

ところが、その後の政治的変転の中で、父白壁王が藤原百川らに擁立され、宝亀1年(770)天皇となり、皇太子は異母弟他戸親王とされた。この時、桓武は34歳。したがって、桓武は壮年になるまで卑性の母を持つ三世王として、せいぜい四位クラスの中級官僚で終えるものとして平凡な生活を送っていたと想定される。桓武は、幼い頃から将来の天皇候補として、高貴な雰囲気の中で育てられたのではない。古代の歴代の天皇が保持していた超越した血統意識(血統的エリート意識)が極めて低い、より臣下に近い精神を濃厚にもつ人物として成長した。そして、突然天皇の位に押し上げられた予定外の実績といつてよい。そのため、桓武はそれまでの伝統的天皇、とりわけ天武系のそれとは異なり、格式や前例にこだわらない行動様式を持っていたと考えられる。延暦の法令は、このような格式にこだわらない、したがって前例を破壊する行動をとりがちな桓武の出自と無関係ではなかったであろう。桓武

桓武天皇系図



は天皇一族の血縁的尊貴性を大きく下降させる法令をだすことに、歴代の天皇ほど抵抗感がなかったことが、あずかって大きな力となったと思われる。

では次に、延暦の法令が出された後の皇親女子の婚姻の実態をみることにしたい。管見の限り、最も早い事例は藤原葛野麿と山輪王娘の婚姻⁹³であったと考えられる。山輪王については詳細が伝わっておらず、系および何世王であったのか確認できない。しかし、王とあるから本人は二世王以下であり、その娘は三世王以下であったはずである。結婚時期も二人の間でできた子供の安棟の年齢が不明であるから、これまた確定できない。ただ、葛野麿の性没は755～81⁹⁴で、子供の安棟は『尊卑分脈』では8男⁹⁵の位置に配されているから、これが正しいと仮定して安棟の誕生年齢を推測してみよう。

藤原内麿は葛野麿と一歳違いであるが、子供はほぼ平行して生まれたと仮定して、内麿の子供の年齢⁹⁶から安棟の誕生年をみてみよう。内麿の7男愛発は延暦6年生まれで、10男大津は同18年生まれである。葛野麿の8男もこれと大差なく生まれたとすれば、安棟の誕生年は延暦6～18年頃であったという推測が成り立つ。したがって、葛野麿と山輪王娘との結婚もこの頃であったと想定できる。桓武の法令は延暦12年である。すると、2人の結婚は延暦12年の法令以降であった可能性があるのである。もちろん、これは山輪王が三～五世王であったと仮定してのことであり、実際はそれ以下であったことも充分考えられる。いずれにしても、山輪王は系も伝わらない無名の王であり、しかもその娘は葛野麿の4番目の妻であると考えられ、妾妻であった可能性が強い。これらのことから、当事例は重要なものとはいえないであろう。

続いての事例は、藤原冬嗣と大庭王娘夫婦⁹⁷である。大庭王についても系および何世王であるのか確認できない。大庭王は延暦6年(787)に従五位下に叙されている⁹⁸ので、三～五世王であったはずである。したがって、その娘は四～六世であったことになる。冬嗣と大庭王娘の間に生まれた良世は弘仁14年(823)生まれであるから、結婚時期は弘仁13年頃であったことになる。当時、冬嗣は廟堂の首座にあり、49歳という高齢であった。大庭王は既に弘仁9年(818)に死去している。以上の事実を総合すると、二人の結婚は父大庭王を失い後見人をなくしていた娘を冬嗣が妾妻にしたと推察される。大庭王が四～五世王であったのであれば、これもまた延暦12年の規制緩和によった可能

性がある。しかし、この事例も大庭王(従四位上)の身分が高いと思われず、皇親女子の婚姻史上意義深いとは言いがたい。

以上の2例が、桓武の法令から良房婚までの約30年間の事例である。皇親女子と臣下の結婚が大幅に緩和されたにもかかわらず、わずかに2例しか見当たらない。しかも、その2例がいずれも三～五世王以下の娘であって、2人とも妾妻であった可能性が強く、父親の身分もそれほど高いとは思われない事例である。法令上緩和された結婚も、実際には奈良時代の禁止時代とほとんど変わっていない。「皇親女子と臣下は結婚できない」という伝統的観念はそう簡単に崩れなかったことが分かるのである。つまり、良房婚の直前の平安初頭の皇親女子の婚姻状況は、桓武の法令によって大きく変化したのではなく、奈良時代と同様に禁制状態が続いていたといえるであろう。

ところで、桓武の法令が出された時、藤原緒嗣は20歳で、結婚適齢期であった。法令の出される5年前に緒嗣は内裏において元服の儀式が執り行われている。臣下の私的な儀礼をわざわざ内裏で挙げるという破天荒な厚遇であった。これは、桓武が緒嗣の父百川によって天皇の位へ擁立されたことへの返礼であった。緒嗣は、さらに元服と同時に、15歳の若さで叙位任官という特別な待遇を受けている⁹⁹。その後も、彼に対する破格の取り扱いはず変わらず、叙従五位下(18歳)、叙従四位下(24歳)、任参議(29歳)の昇進年齢は、後に藤原時平が出現するまで、約百年間誰にも破られない平安前期第一位のスピード記録であった。緒嗣こそは桓武朝で最も優遇された人物であり、桓武の法令が適用されるにふさわしい人物であったと考えられる。

しかし、緒嗣が皇親と結婚した事実は国史等に記録されていない。妻としては、『尊卑分脈』に正六位上藤原塩忌寸の娘(家緒・春津の母)が伝えられている¹⁰⁰。血統・身分・才能を具備した緒嗣ほどの寵臣であっても、皇親との結婚はやはり容易ではなかったのである。当時の朝廷内での禁婚意識を想像すべきである。

4

以上のような状況のもとで嵯峨天皇は、娘の潔姫と良房との結婚を認めたのである。潔姫の場合はどのような理由があつて結婚が認められたのであろうか。潔姫は、『日本後紀』『新撰姓氏録』¹⁰¹によれば、5歳の時に賜姓され、臣籍に降ろされている。そして、14歳の頃良房と結婚している。嵯峨が二人の結婚を認め、

宮廷内でも承認されたのは、潔姫がすでに臣下に降ろされ、法的に皇籍から除かれていたからであろう。彼女が内親王であったのであれば、嵯峨も宮廷も承認したとは思われない。とすると、潔姫と良房は厳密には臣下同士の結婚であり、桓武の法令に違反しないから婚姻史上高く評価できないとする見解があるかもしれない。そこで、次に、臣籍に降ろされた女子と臣下と

の婚姻について考えておきたい。

ところで、奈良時代には臣籍に降ろされた女子はみられないから、臣下との結婚は問題にならない。平安時代になって、桓武は35人の子供²²が確認され、うち、男子2人を臣籍としたが、女子は1人も臣籍に降ろしていない。平城は子供が7人であるから賜姓は行われていない。嵯峨の時、子供が49人²³という多数生まれ

臣下と皇親女子の婚姻事例

夫	妻	系
藤原鎌足 (614~669)	鏡女王 (? ~683)	系不明
藤原房前 <北> (681~737)	牟漏女王	敏達系五世王
藤原巨勢麿 <南> (? ~764)	山背王娘	天武系四世王
藤原久須麿 <南> (? ~764)	加豆良女王	天武系三世王
藤原蔵下麿 <式> (734~775)	乙訓女王	系不明、父掃守王
藤原葛野麿 <北> (755~818)	山輪王娘	系不明この頃「延暦の法令 (793年)」
藤原冬嗣 <北> (775~826)	大庭王娘	系不明
藤原良房 <北> (804~872)	源潔姫	嵯峨系準一世王
藤原衛 <北> (799~857)	恒世親王娘	淳和系二世王
藤原基経 <北> (836~891)	人康親王娘	仁明系二世王
	操子女王	上と同一人物か
	忠良親王	娘嵯峨系二世王
藤原連永 <北> (伊予介)	源礼子 (? ~909)	光孝系準一世王?連永(末茂流、醍醐更衣鮮子父)
藤原時平 <北> (871~909)	本康親王娘	仁明系二世王
	源昇娘	嵯峨系準三世王
	<源湛娘とも>	<嵯峨系準三世王>
藤原忠平 <北> (880~949)	源順子	宇多系準一世王 順子は養女か
	源昭子	文徳系準二世王
藤原恒佐 <北> (879~938)	源定有娘	文徳系準二世王 男子有相908年生
藤原師輔 <北> (908~960)	勤子内親王 (? ~938)	醍醐系一世王
	雅子内親王	醍醐系一世王
	康子内親王	醍醐系一世王
藤原師氏 <北> (913~970)	靖子内親王 (915~950)	醍醐系一世王
源清平(参議) (877~945)	普子内親王 (910~947)	醍醐系一世王 清平(光孝系準二世王)
藤原俊連 <?> (和泉守)	普子内親王 (再婚)	俊連(系不明)
源清蔭(大納言) (884~950)	韶子内親王 (? ~980)	醍醐系一世王 清蔭(陽成系準一世王)
橘惟風(河内守)		韶子内親王 (再婚)
藤原兼家 <北> (929~990)	保子内親王 (949~987)	村上系一世王
藤原顕光 <北> (944~1029)	理子内親王	村上系一世王
	盛子内親王	村上系一世王

注、出来るだけ婚姻年代順に配列するように意図したが、事例の多くは婚姻成立時期が明確でないので、順序は正確でない。婚姻時期推定参考のため夫の生没を記載した。

た。そこで、皇女15人を臣籍に降ろすことが初めて行われた。したがって、臣籍に降ろされた女子と臣下の結婚問題は嵯峨朝以降に起こるのである。通常、天皇の子供は一世王と表現され、臣籍に降った子供は一世王とは表現されない。しかし、臣下に降ろされたといっても、あくまでも父親は天皇であるから、ここでは彼女たちを準一世王と表現して、その後の動向をみよう。

法的には賜姓女子は皇親ではないから、準一世王と臣下の結婚は比較的自由であったかといえそうではない。嵯峨から陽成まで賜姓された女子は25人、男子は40人で、女子の方がはるかに少ない。これは女子が男子と比較すれば公損が少ない²⁴⁾ということと、女子の他出を警戒する伝統的観念が作用していると思われる。そして、25人の女子の中で、嵯峨の許した潔姫以外誰一人として臣下と結婚していない²⁵⁾。潔姫の結婚以降も、賜姓女子と臣下の結婚例はみられない。これは、賜姓女子が法的には皇籍を除かれたとしても、臣下の女子と同様な処遇を受けたのではなく、一世王(内親王)に準じて臣下とは禁婚観念の支配の下にあったからだと考えられる。

準一世王と臣下の結婚は、潔姫婚の約80年後の源順子と藤原忠平にその事例がみられる²⁶⁾。順子は『公卿補任』『一代要記』²⁷⁾『本朝皇胤紹運録』などにすべて宇多天皇の娘とされているから、準一世王である。ところが、二人の年齢をみると9歳違いである。順子が宇多の子供であったとは考えがたいので、諸史料が娘とするのは明らかに誤りであって、角田文衛氏の主張²⁸⁾されるように養女であったと解するべきである。忠平が天皇の養女と結婚した意義は小さくはないが、この事例をみても、臣下が準一世王と結婚することは容易でないことが理解されるであろう。つづいて、忠平の子供である師輔と師氏が、そして源清平と源清蔭が次々と一世王である内親王と結婚²⁹⁾をした(ただし父親醍醐天皇の死後)。ここによく準一世王の婚姻の意義が低下していった。

このように、準一世王は臣籍に降ろされた女子であるからといって、臣下との婚姻が容易であったのではない。良房から師輔まで百年余の間にみられるのは、忠平と源順子の一例だけであり、それも養女という条件付であるから、実質的には一例もないとされよう。準一世王の場合も、一世王と同様に厳しい禁婚観念によって潔姫以外は堅く規制されたまま、1世紀以上推移しているのである。とすれば、潔姫が準一世王であ

ったことは、良房婚の歴史的価値をなんら減殺するものではない。良房婚以前は、過去の最高が8世紀の三世王であり、それ以後も1世紀以上にわたって準一世王の婚姻はみられない。やはり良房婚は歴史上画期的な婚姻であったのである。当時の宮廷社会の人々には考えられない衝撃的な出来事であったはずである。それは、ひとえに良房の父冬嗣にたいする嵯峨の過大な処遇であったといえよう。

おわりに

以上の考察によって、良房婚以前の皇親女子のさまざまな婚姻史が明らかになったであろう。8世紀の皇親女子の婚姻例は三世王が一例例外的にみられるだけで、その他はせいぜい五世王程度であったと考えられる。皇親女子と臣下の婚姻を禁止した律令法はかなり厳格に守られていた。この規制は遅くとも5世紀頃に天皇一族の血統的尊貴性を保持するために、女子の婚出を禁止したことに淵源するものと思われる。したがって、5世紀以来8世紀まで連綿と続いた伝統的規制であったと想定される。ところが、8世紀末に桓武は藤原氏に二世王以下との結婚を認めるという、従来の規制を根底から崩壊させる法令を出した。しかし、現実には桓武・平城・嵯峨朝に、臣下と二～三世王の婚姻はみられない。桓武の法令にもかかわらず、「皇親女子の婚出を認めない」とする伝統的状況に変化はなかった。つまり、一世王(天皇の娘)・二世王(天皇の孫)と結婚することなど考えられない、という5世紀以来の観念はいささかも変わらなかったのである。

このような状況の中で、嵯峨は自分の娘の潔姫を良房に与えたのである。嵯峨には子供が49人もおり、多数の子供を臣下に降ろした。潔姫はその一人であった。天皇の子供の大量出現は、天皇の子供であることの価値を下降させたことは否めない。しかし、多数の娘を臣下におろしたからといって準一世王の婚姻が自由になったのではない。それまでの禁制時代と同様であった、潔姫以外に臣下と結婚した準一世王はその後一世紀以上も見られないのである。良房と潔姫の結婚は古代の皇親女子の婚姻史上特別処置であったのであり、それは良房の父親冬嗣への嵯峨の思い入れの深さを表現するものであろうと考えられる。

注

- (1) 『続日本紀』慶雲3年2月庚寅条。
- (2) 今江広道「八世紀における女王と臣家との婚姻に

- 関する覚書」(『坂本太郎博士頌寿記念日本史学論集』上巻, 吉川弘文館, 1983年).
- (3) 岸俊男『藤原仲麻呂』(吉川弘文館, 1969年) 180頁.
- (4) 『尊卑分脈』(吉川弘文館, 1969年) 第2編, 419頁. 同書には「母山背王女」と記載されている. この「山背王」が長屋王の男子の山背王と同一人物である確証はないが, 本稿では同一人物と推定しておきたい.
- (5) 『続日本紀』天平宝字7年10月丙戌条.
- (6) 岸, 注(3)前掲書, 206頁.
- (7) 大林太良「古代の婚姻」(『古代の日本』第2巻, 角川書店, 1971年) 219~20頁, 飯田優子「河内王朝の婚姻例」(『学習院大学上代文学研究』第2号) 35~40頁.
- (8) 大林太良「親族構造の概念と王家の近親婚」(『日本の古代』第11巻, 中央公論社, 1987年) 27~32頁.
- (9) ただし, 7世紀には藤原鎌足と鏡女王の婚姻がある(『万葉集』巻第2). 同女王は出自が不明で評価しがたいが, 天武が幸して病気の女王を誦うた(『日本書紀』天武12年7月己丑条)とあるから, 身分の低い女王とは思われない. しかし, 『万葉集』の多数の相聞歌に, 臣下と皇親女子の婚姻例はこれ以外に伝わっておらず, やはり当事例は, 天智と鎌足の緊密な関係から生まれた特殊な事例として捉えられるであろう.
- (10) 西野悠紀子「律令制下の近親婚」(『日本女性史』第1巻, 東京大学出版会, 1982年) 116~20頁.
- (11) 『日本紀略』延暦12年9月丙戌条.
- (12) 村尾次郎『桓武天皇』(吉川弘文館, 1963年) 参照.
- (13) 『尊卑分脈』(前出) 第1編, 31頁.
- (14) 『日本紀略』弘仁9年11月庚寅条.
- (15) 注(13)に同じ.
- (16) 栗原弘「藤原内膳家族について」(『日本歴史』第511号) 20~1頁.
- (17) 栗原弘「藤原冬嗣家族について」(『阪南論集』第27巻, 第4号) 21~2頁.
- (18) 『続日本紀』延暦6年1月壬辰条.
- (19) 服藤早苗『家成立史の研究』(校倉書房, 1991年) 28~3頁.
- (20) 『尊卑分脈』(前出) 第2編, 526頁.
- (21) 『日本後紀』弘仁6年6月戊午条, 『新撰姓氏録』左京皇別上.
- (22) 佐藤虎雄「桓武朝の皇親をめぐりて」(『古代学』第10巻, 第2・3・4号合併号) 134~5頁.
- (23) 嵯峨~陽成天皇の子供については, 『本朝皇胤紹運録』『一代要記』を参考とし, 主として林陸朗「賜姓源氏の成立事情」(『上代政治社会の研究』吉川弘文館, 1969年) に依拠した.
- (24) 『三代実録』貞観12年2月丙申条, これは林, 注(23)前掲書, 292頁に指摘がある.
- (25) 厳密に言えば, 25人全員の婚姻状況が記録されているのではないが, 皇親女子に関する諸史料に準一世王と臣下の婚姻はみられない.
- (26) 『古事談』第六, 亭宅諸道. 忠平婚より前に, 源礼子と藤原連永の事例がある. 礼子は光孝の娘であるが, 周知のように光孝は陽成の突然の退位後に, 58歳という高齢で即位した. 光孝には判明しているだけで44人もの多数の子供がおり, 親王(時康)時代に既に14人の男子を賜姓し, 元慶8年2月即位と同時に, 斎宮齋院を除き, 全員の子供を賜姓している. このように, 光孝の子供には特殊な事情がある. 礼子の年齢は不詳であるが, 『三代実録』元慶8年6月辛卯条の子供の表記順位では, 礼子の後に11名の女子が記載されている. したがって, 礼子は光孝の晩年の子供であったとは考えられず, 遅くとも30歳前の子供であったと推測される. 常識的にみて光孝が即位する前に結婚していたと判断せざるをえない. それ故, 礼子は光孝即位以前に, 時康親王娘(二世王)として結婚し, 光孝の即位と同時に賜姓され準一世王になったと考えられる. よって, 礼子の事例は潔姫婚のように天皇が結婚を許可した準一世王と臣下の事例とすることはできない.
- (27) 『公卿補任』承平1年条, 『一代要記』乙集, この外では『大鏡』裏書がある.
- (28) 角田文衛「菅原の君」(『紫式部とその時代』角川書店, 1966年) 222頁. 林氏は, 注(23), 前掲書, 305頁の中で, 順子の年齢上の不合理を紀貫之の誤記とする見解を提示している. しかし, 筆者は順子を宇多の養女とする角田説を支持したい. ところで, 角田氏は順子を光孝の皇女であったとされる. 光孝の子供については, 注(26)で言及したように皇親としての高貴性に問題がある. しかも, 順子の年齢は875~925と考えられるから光孝の親王時代に生まれており, もともとは二世王であった可能性が強い. しかも, 忠平との結婚の時には, 光孝はすでに死去し

ていたことになる。以上のように仮に、順子＝光孝皇女説を受け入れたとしても、順子は潔姫と同等な準一世王とすることはできない。

- (29) この4人の中で誰が一番早く内親王と結婚したのか確証はない。しかし、師輔妻勤子内親王が4人の中で早く死去していることと、他の内親王の年齢から師輔婚が一番早かったと推定される。